



八幡浜に
移住した方へ

空き家
改修費用

家財道具の
搬出費用

※
最高420万円補助

※子育て世帯、改修費が600万円以上、搬出費が30万円以上の場合
世帯構成員により補助限度額が異なります。詳しくは裏面をご覧ください



Renovation

移住者住宅改修支援事業費補助金

※予算が無くなり次第、終了します。

Check:1

対象者



Check:2

対象物件



- 平成28年4月1日以降に愛媛県外から八幡浜へ住民票を異動した
- 世帯員のうち少なくとも1人が申請日において60歳未満である
- 就学、転勤・赴任による異動ではない
- 改修する住宅に5年以上居住する意思がある
- 対象物件が所在する地域の自治会等に参加する意思がある
- 申請日において市町村民税・固定資産税を滞納していない（前住所地、世帯員含む）
- 過去にこの補助金を利用していない

- 八幡浜市または愛媛県の空き家バンクを通じて対象者が購入・賃貸した本市内の一戸建て住宅
- 過去にこの補助金の交付を受けた住宅ではない

事前に空き家バンク利用希望登録が必要です。この他にも条件がありますので、詳しくは予めご相談ください。補助内容については、必ず最新の情報をご確認ください。



お問い合わせ

八幡浜市役所 政策推進課 地域づくり支援係
☎0894-21-0413
Mail : iju-shien@yawatahama-iju.com

補助内容

補助率：補助対象経費の3分の2以内

住宅改修は50万円以上、家財の搬出等は50万円以上かつたものに限る



子育て世帯

申請年度の4月1日現在で
18歳未満の世帯員が
同居する世帯

住宅改修



最大400万円

空き家に残った 家財の搬出等



最大20万円



働き手世帯

申請日において
少なくとも1人は
60歳未満がいる世帯

住宅改修



最大200万円

空き家に残った 家財の搬出等



最大20万円

計算例 ※千円未満は切捨て

子育て世帯

住宅改修の補助対象経費：660万円

家財搬出の補助対象経費：25万円

住宅改修

$660万円 \times 2/3 = 440万円$

補助額：上限400万円

$660万円 - 400万円 = 260万円$

自己負担額：260万円

家財搬出

$25万円 \times 2/3 = 166,666円$

補助額：16.6万円

$25万円 - 16.6万円 = 8.4万円$

自己負担額：8.4万円

補助額合計 416.6万円

自己負担額合計 268.4万円

よくあるご質問

家具家電の購入にも使えますか？

いいえ。住宅構造の改修を伴わない機器等の購入には使えません。詳しくは要綱(※)をご確認ください。
※八幡浜市移住者住宅改修支援事業補助金交付要綱

条件を満たせば必ず利用できますか？

予算がなくなり次第終了しますので、お申込多数の場合、利用できない可能性もあります。

手続きはどんな流れで進みますか？

大まかに言って、事前相談→申請書提出→補助金交付決定→工事開始→工事完了→支払→実績報告書等の提出→補助金受領という流れになります。これらすべてを同年度内に完了する必要があるため、時間に余裕を持ってご相談ください。

申請はいつ出してもOKですか？

予定されている工事期間などを踏まえ、年度中にすべての手続きが完了しないと思われる場合は、受付をお断りする場合があります。例えば工期が短い場合でも、手続きには一定の期間が必要ですので、可能な限り12月1日までには提出いただくようお願いしています。

全体として限度額内なら何回かに分けて補助を利用することもできますか？

いいえ。この制度が利用できるのは1度限りです。また、住宅改修と家財搬出両方の補助を受けたい場合は、1件の申請書にまとめて申請いただく必要があります。

工事や家財搬出はいつから出来ますか？

必ず補助金交付決定を受けた後に開始してください。それ以前に行っていた改修や家財搬出は補助対象外となります。

補助金は、直接工業者に振り込まれるのですか？

工事が完了した段階で、工業者にはご自身で先にお支払いただきます。その領収書を添えて実績報告を提出していただき、内容を確認後、申請者の口座に振込という流れになります。補助金が交付されるまではご自身で一旦全額を負担していただく必要がありますので、ご注意ください。

【その他のご注意】

改修を行った住宅から5年未満に転居したり、取り壊し、売却、賃貸等を行った場合、補助金を返還していただく場合があります。